



赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金2」助成事業 令和7年度「被災地住民支え合い活動助成」 応募要項

岩手県共同募金会では、東日本大震災被災地の復興に向けて、被災者の孤立を防ぐとともに、日常生活を支える活動やコミュニティ再生を目的とした活動を支援するため、平成27年4月から本助成事業を実施してきました。平成28年度には、地域で活動する団体が連携して復興を推進していくために、従来の住民同士の支え合い活動に加え、被災者を支援する側への支援にも対象を拡大しています。

この助成は、中央共同募金会及び岩手県共同募金会に寄せられた「被災した人たちを応援したい」という思いが込められた募金により実施する事業です。応募に際しては、募金した寄付者の思いを十分にご理解くださるようお願いいたします。

1 助成対象

(1) 対象団体

県内の災害公営住宅等の被災者を対象に、支援する側として、また住民同士の支え合いとして、次のいずれかの活動を行う地域住民団体（自治会・町内会等）、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会等を対象とします。

① 孤立を防ぐ活動 ② 日常生活を支える活動 ③ コミュニティ再生のための活動

※ 県内に拠点を置き、県民5人以上で構成されている非営利団体であること。

※ 前年度に本助成事業を実施した団体は、精算報告が終了していること。

※ 団体の目的や活動が政治・宗教に関わりがないこと。また、暴力団員等の反社会的勢力と関わりがないこと。

(2) 対象活動

① 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

② 活動内容

県内の災害公営住宅等の住民を対象にした孤立を防ぐ活動、日常生活を支える活動、コミュニティ再生のための活動で、中期的に（おおむね3か月間以上）行われる活動。

なお、中期的ではない（1日・1回限り等の限定的な）活動であっても、団体自らの復興支援活動につながるものや、新たなコミュニティに移転した被災者の孤立・孤独防止を目的として行う活動は対象とします。※ 応募書に活動目的を明確に記載すること。

区 分	活 動 事 例
生活支援活動	見守り・訪問活動、移送・外出支援、配食サービス、相談支援、子どもの学習支援
コミュニティ活動	住民が参加する地域活動、座談会、研修会、慰問活動、季節の行事
サロン活動	健康づくり・介護予防支援、健康相談、趣味・生きがいをづくり支援

【助成対象とならない活動】

- ① 震災にかかわらず行われる地域活動や、法人等が行うべき本来の事業
- ② 行政や社会福祉協議会からの補助・委託事業又は民間資金財源による現行事業
- ③ サークル、スポーツ少年団及び学童クラブの活動や、それに準じる活動
- ④ 同一メンバーによる団体名義を変更しただけの活動
- ⑤ 家族・親類・友人同士のみで行う活動
- ⑥ 慰安目的の日帰り旅行、被災地での視察・買物のみを目的とした活動
- ⑦ 営利又は産業振興等を目的とした活動
- ⑧ 事務所や活動場所の備品整備を主目的とした活動
- ⑨ 神社仏閣での祭礼等に基づいた活動や、それに準じる活動

⑩ 宿泊を伴う活動

⑪ ボランティア団体の場合、5人に満たない活動スタッフで行う活動

(3) 助成対象費用

活動に直接要する次の費用を対象とします。

なお、助成財源に限りがあるため、必要最小限で見積りをお願いします。

項 目	例 示	上 限 額 等
消耗品・備品費	事務用品、印刷消耗品、テキスト・書籍代、作業用具代、材料代、ポット・食器等活動に使用する消耗品・備品代、機材借上料	中期的な活動の場合:あわせて 30,000 円 1日・1回限り等の限定的な活動の場合:あわせて 10,000 円
弁当・茶菓代・食材費	サロン等の飲食代(食材費、食事・弁当代、茶菓代)	食材費、食事・弁当代:あわせて1人当たり1日 500 円 茶菓代:1人当たり1日 100 円
印刷費	チラシ等印刷代、コピー代	あわせて 10,000 円
通信費	切手代、送料	電話代、FAX 送信料等は対象外
水道光熱費	電気代、水道代、ガス代、灯油代	1日当たりあわせて 1,000 円
運搬費	車両レンタル代・バス借上料 及びそれら車両の高速料金 ※車両レンタル・バス借上げに伴うガソリン代を含む	1日当たりあわせて 20,000 円(バス等借上げに係る運転業務(外部委託)代、借上げ車両のガソリン代を含む)
交通費	バス代、鉄道運賃、公共交通機関を利用できない場合の車賃 ※公共交通機関を利用できない場合のガソリン代を含む	スタッフ・ボランティアの交通費:1日当たりあわせて 10,000 円 ※公共交通機関を利用できない場合は、車両の走行距離1km当たり 25 円を上限として交通費を支出できる。 また、車の運行に伴うガソリン代は、活動との関連が明確である場合は、その実費を支出できる。
会場代	会場借上料、入場料、施設利用料	1日当たりあわせて 5,000 円
講師謝金等	外部講師謝金・旅費	謝金:1人につき1回 5,000 円(団体は1団体 5,000 円) 旅費:1人につき1回 5,000 円
保険料 (指定の保険)	ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険	ボランティア活動保険(天災・地震補償プラン):1人 500 円、ボランティア行事用保険(Aプラン):1人 28 円 ※上記以外の保険は対象外
送金手数料	経費の送金(金融機関での振込等)に係る手数料	金融機関等での送金時に生じる手数料の実費

※ 上記以外の費用については、原則として助成できません。

※ 各項目の上限額を超える費用は、自己負担となります。

※ 上記保険の加入については、最寄りの市町村社会福祉協議会にお問合せください。

【助成対象外経費】

① 総会、会議、打合せ、反省会等の飲食代

② 酒類購入代

③ 個人から借用した車両や機器に対する謝金(ガソリン代を除く。)

④ 当該活動との関係が明確でないガソリン代等の経費

⑤ 名刺作成費、活動拠点事務所経費など通常の団体運営経費

⑥ 個人への配布を目的とした物品の購入費、見舞金等現金支給、金券購入費、お土産代等

- ⑦ 領収書の発行元が応募団体の経費、個人名義等団体名と異なる領収書の経費
- ⑧ 団体の都合による変更や中止に伴うキャンセル料（自然災害等予期せぬ場合を除く。）
- ⑨ チャリティイベントの開催経費
- ⑩ ボランティア等内部関係者への弁当・謝礼
- ⑪ 宿泊費
- ※ このほか、個人のクレジットカード、電子マネー等により支払った経費は、原則として助成できません。

2 助成総額及び助成金

（1）助成総額

150 万円

※ 助成総額に達した時点で受付を終了します。

（2）助成金

- ① 中期的な活動（おおむね 3 か月間以上の活動）の場合
1 団体につき、総事業費の 20%以内で 60,000 円を上限に助成
- ② 1 日・1 回限り等の限定的な活動の場合
1 団体につき、総事業費の 20%以内で 20,000 円を上限に助成

※ 総事業費とは、助成対象費用の総額を言います。

（3）今後の予定

本助成事業は、令和 7 年度をもって終了いたします。

3 応募方法・提出先

（1）応募書の記入

- ① 所定の応募書（様式第 1 号）に、楷書で活動内容が分かるように記入してください。
- ② 振込口座は、応募団体名義の口座を記入してください。個人名義口座への振込み及び現金での助成は行いません。

【提出書類】

- ☐ 応募書（様式第 1 号）※ 岩手県共同募金会ホームページからダウンロードできます。
- ☐ 会員名簿（役員名簿でも可） ☐ 会則・規約（又はそれに準じるもの）
- ☐ 事業報告書・会報など団体の活動内容が分かる書類（簡単にまとめたものでも可）
- ☐ 助成金振込口座の応募団体名義の通帳の写し（名義の読み仮名が記載されているページ）

（2）提出先

最寄りの市町村共同募金委員会（各市町村社会福祉協議会内）に持参のこと。

4 応募受付期間と助成決定時期（助成総額に達した時点で受付を終了します。）

時期	応募受付開始日	応募締切日	助成決定時期
第 1 回	4 月 23 日 (水)	5 月 30 日 (金)	6 月末
第 2 回	6 月 2 日 (月)	6 月 30 日 (金)	7 月末
第 3 回	7 月 1 日 (水)	7 月 31 日 (木)	8 月末
第 4 回	8 月 1 日 (金)	8 月 29 日 (金)	9 月末
第 5 回	9 月 1 日 (月)	9 月 29 日 (月)	10 月末

- ※ 第 1 回受付期間に応募された場合は、4 月中に開始した活動も対象となります。
- ※ 5 月以降に開始する活動については、第 1 回及び第 2 回受付期間の応募は、助成決定前（応募書提出日の翌日以降）に開始する活動も対象とすることができます。なお、活動開始後でも、選考の結果助成されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 第 3 回受付期間以降の応募は、助成決定日以降に開始する活動を対象とします。
- ※ 前年度助成を受けた団体については、精算報告が終了している場合に応募できます。

5 選考・助成

(1) 選考に当たって重視する点

- ① 事業目的、計画、予算の内容が明確であり、事業の成果が期待できるか。
- ② 団体運営・活動スタッフの体制において、事業の実施が十分可能であるか。
※ ボランティア団体において、活動スタッフの体制が、5人より少ない場合は助成対象となりません。
- ③ 1日・1回限り等の限定的な事業の場合、県内の避難先や移転先等で被災者の孤立・孤独防止を目的に実施されるもので、新たなコミュニティの形成につながる事業であるか。

(2) 要件

- ① 団体の代表と会計の担当が決まっていて、活動を実施・報告できる体制であること。
- ② 申請書類に不備がないこと。

(3) 助成決定及び助成金の交付

- ① 岩手県共同募金会において審査・決定し、各応募団体に結果を通知します。
- ② 助成決定となった団体には、応募書に記載された振込口座に助成金の全額を送金します。

6 助成事業の広報

実施事業に係るチラシ・資料等印刷物に、共同募金の助成事業であることを記載して参加者に周知するほか、団体広報紙やホームページ等を活用して積極的に広報をお願いします。

また、新聞社等の取材を受ける場合は、共同募金の助成事業であることが記事に記載されるよう依頼をお願いします。

7 完了報告（精算報告）

活動終了後1か月以内に、完了報告書（様式第2号）に次の書類を添付の上、応募書を提出した市町村共同募金委員会に提出してください。【最終締切日：令和7年4月30日（水）】

なお、助成金に残金が生じている場合又は助成対象とならない経費がある場合は、岩手県共同募金会まで返還が必要となります（返還方法は、別途通知します）。

【添付書類】

☐ 支出内容を記載したレシート・領収書の写し

領収書の宛名は、団体名と一致すること。

☐ 活動状況を写した写真（画像データも可）

本会ホームページに助成事業の横断幕を掲載していますので、参加者皆での撮影にご配慮ください。

☐ 助成事業であることを記載した実施事業に係る広報紙、参加案内チラシ、印刷物等

※ 完了報告（精算報告）に関する手続の詳細は、決定通知書とともに送付する「助成の手引」により確認願います。

※ 書類に不備がある場合や添付書類がない場合は、事業の実施や経費の確認ができないことから、助成金の返還を求める場合があります。

8 助成状況の周知

助成決定後は、岩手県共同募金会ホームページに（<https://www.akaihane-iwate.or.jp/>）に、助成団体の一覧を掲載します。

9 問合せ先

(1) 社会福祉法人岩手県共同募金会（担当：川村）

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内

TEL：019-637-8887 FAX：019-637-9712

E-mail：iwate-kyoubo@iwate-shakyo.or.jp

(2) 最寄りの市町村共同募金委員会（各市町村社会福祉協議会内）